

# 市民参画条例（仮称）策定審議会における条例骨子（案）

	項目	考え方やキーワード
名称	下関市まちづくり市民参画条例 下関市市民参画条例 下関市まちづくり参画条例 ”ジャンプ21”下関市市民活動条例 下関”あなたの声が生きる”条例 下関市ネットワーク条例「手を取りあって」	（3名） “まちづくり”が冠せられる条例には都市計画関係の条例が多い （2名） （1名） （1名） （1名） （1名）
条例に盛り込むべき項目・共通項目	前文	現状、課題、経緯、解決の為の方向と位置付け（第4回審議会資料8等を参考）
	目的	実現：個性と魅力ある（活力ある）社会、個性的なまちづくり、地域社会の発展、市民活動の促進 行政：政策の形成（計画立案）・実施（実行）・評価（全評価）の過程への参画 市民：意識の変化、自立性・自発性、地域社会への参加 市民と行政：責任、主体、協力、役割分担、パートナーシップ、対等 事業者：社会貢献活動
	定義	市民参画 市民がまちづくりや市政に加わる意思をもつようになること 政策（事業）の立案・実行（実施）・評価の各段階に市民が加わる
	条例の対象	主体によるもの（市民全体、行政+市民+団体+事業者） 分野によるもの
	市民活動団体 （対案：市民団体）	宗教・政治・営利を目的とせず、不特定多数のもの利益の増進を目的とし、市民が主体となって自主的な活動を行う団体
	NPO 団体 対案：NPO 活動団体、 民間の非営利団体	広意義の NPO：営利ではなく、社会的使命(ミッション)を目的として活動している、組織性のある民間の団体 広義の NPO：営利ではなく、社会的使命(ミッション)を目的として活動している、公益性・組織性のある民間の団体 狭義の NPO：NPO 法によって法人格を取得した団体 広意義の NPO において公益性の増進を図るために条例の対象外
	ボランティア団体	公益の増進のため、自発的かつ自己の負担において活動する個人又は団体
	コミュニティ団体	自治会などの基礎的（地縁的）団体
	市民活動	宗教・政治・営利を目的とせず、不特定多数のもの利益の増進を目的とし、市民が主体となって自主的な活動を行う活動
	NPO 活動	社会貢献活動（組織的）
ボランティア活動	社会貢献活動（個人的）	
基本理念	背景：地方分権、ニーズや課題の多様化・個別化 関係：市民が主体、パートナーシップ、市民参画、支援、協働、交流、対等、責務、役割、自立性、情報提供、自律 目指すもの：発展、快適なまち（快適環境都市）、伝統と歴史、豊かさ、下関の新生、活力、住みよいまち	

条例に盛り込むべき項目・A

A 行政と市民のパートナーシップ～市民の市政への参画の促進 市政の中（背策の決定のプロセス）に市民が参画する  
（対案）市民と行政

情報の提供と共有の有り方

市民と行政：信頼関係の構築、役割分担、パートナーシップ  
行政：立案・実行・評価の各段階における情報提供・共有、個人情報の保護、情報収集・発信、場の設置、機関紙などの発行  
市民(団体)：情報提供、市政モニタリング、市政に関心をもつ  
問題認識・評価はこの項目に含めております

立案における参画の確保

あり方：方法確保、環境整備  
具体例：アンケート、意見公募、ワークショップ、審議会等の組織設置

実行における参画の確保

市民と行政：協働、  
行政：情報公開、窓口一元化、事業委託、能力開発、審議会等の組織設置  
市民(団体)：事業受託、能力開発

審議会への参画

積極的な公募・参加、男女比の設定（40%以上、5：5）

実効性の確保について

目標設置（男女比率）、財政上の措置、市民（学生含む）への情報提供

第三者機関の設置は別項目へ

条例に盛り込むべき項目・B

B 市民と市民のパートナーシップ～市民のまちづくりへの参画の促進 市民活動を活性化し市民の参加を促す

助成  
対案：支援

あり方：必要な助成と環境整備（“必要な措置を講ずる”）、公平性（第三者機関）、バックアップの明言、自律性の尊重  
具体例：学習機会の提供、人材育成、NPO ファンド、税制優遇、公共的空間活用支援、機関紙の発行、出前制度、市民活動支援組織（中間支援組織等）の創設支援

役割分担・責務・関係

役割分担：市民、団体、行政、議会  
責務：市民、行政、団体、事業者  
関係：対等・相互協力・相互補完  
行政：情報提供、場所、資金  
市民：行政ができないことができる、市民活動へ参加・参画する  
団体：行政ができないことができる、行政と同じレベルでの情報公開  
事業者：社会公益活動への支援、従業員が社会公益活動へ参加する際の配慮

実効性の確保について

財政上の措置、市民（学生含む）への情報提供、団体のネットワーク化、説明会、市民団体による情報提供  
第三者機関の設置は別項目へ

条例に盛り込むべき項目・  
第三者機関

第三者機関の設置 ～ どのような機能を担うか

1. 市民参画の進展のチェック

公募、顧問制（有識者）、評議委員

2. 助成や支援の公平性のチェック

公募、顧問制（有識者）、評議委員

その他

条例の表現について

親しみやすく、わかりやすい文章、キーワード化  
幅広い広報、パンフレット化

議会との関係

協調的  
より高度な見地からの調整・議決